

会計検査院規則第五号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年九月一日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局上席調査官（医療機関担当）の事務分掌事項欄中「健康局及び医薬・生活衛生局（生活衛生及び食品安全に係る経理を除く。）」を「健康・生活衛生局及び医薬局、検疫所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和22年会計検査院規則第3号）（抄）

下線部分が改正箇所

改正後			改正前		
別表（第八条、第九条関係）			別表（第八条、第九条関係）		
局	課及び上席調査官	事務分掌事項	局	課及び上席調査官	事務分掌事項
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
第二局	厚生労働検査第一課	こども家庭庁、厚生労働省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の検査に関する事務	第二局	厚生労働検査第一課	(同左)
	(略)	(略)		(同左)	(同左)
	上席調査官 (医療機関担当)	厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、 <u>健康・生活衛生局及び医薬局、検疫所</u> 、国立ハンセン病療養所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研		上席調査官 (医療機関担当)	厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、 <u>健康局及び医薬・生活衛生局（生活衛生及び食品安全に係る経理を除く。）</u> 、国立ハンセン病療養所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研

		究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター並びに国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

		究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター並びに国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務
	(同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(同左)